

納税者の税收违法行為の検挙に対する奨励に関する暫定弁法（日本語訳）

出典：国家税務総局「政策法規庫」掲載「检举纳税人税收违法行为奖励暂行办法」（国家税務総局・財政部令第 18 号、2007 年 1 月 13 日公布、2007 年 3 月 1 日施行）

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100011/c5195208/content.html>

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AI を用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

公布文（公布令）

【原文】国家税务总局财政部令

【訳文】国家税務総局・財政部令

【原文】第 18 号

【訳文】第 18 号

【原文】《检举纳税人税收违法行为奖励暂行办法》已经国家税务总局、财政部审议通过，现予公布，自 2007 年 3 月 1 日起施行。

【訳文】「納税者の税收违法行為の検挙に対する奨励に関する暫定弁法」は、国家税務総局及び財政部の審議を経て採択されたので、ここに公布し、2007 年 3 月 1 日から施行する。

【原文】 局长：谢旭人

【訳文】 局長：謝旭人

【原文】 部长：金人庆

【訳文】 部長：金人慶

【原文】 二〇〇七年一月十三日

【訳文】 2007 年 1 月 13 日

【原文】 检举纳税人税收违法行为奖励暂行办法

【訳文】 納税者の税収違法行為の検挙【訳者注：「検挙」。行政機関への通報・告発をいう】に対する奨励に関する暫定弁法

第一条

【原文】 为了鼓励检举税收违法行为，根据《中华人民共和国税收征收管理法》及其实施细则有关规定，制定本办法。

【訳文】 税収違法行為の検挙を奨励するため、「中華人民共和国税収徴収管理法」及びその実施細則の関係規定に基づき、この弁法を制定する。

第二条

【原文】 本办法所称税收违法行为，是指纳税人、扣缴义务人的税收违法行为以及本办法列举的其他税收违法行为。

【訳文】 この弁法において「税収違法行為」とは、納税者及び源泉徴収義務者の税収違法行為並びにこの弁法に列挙するその他の税収違法行為をいう。

【原文】 检举税收违法行为是单位和个人的自愿行为。

【訳文】 税收违法行為の検挙は、法人その他の団体及び個人の自発的な行為である。

第三条

【原文】 对单位和个人实名向税务机关检举税收违法行为并经查实的，税务机关根据其贡献大小依照本办法给予奖励。但有下列情形之一的，不予奖励：

【訳文】 法人その他の団体又は個人が実名で税務機関に税收违法行為を検挙し、それが調査により事実であることが確認されたときは、税務機関は、その貢献の大きさに応じて、この弁法により奨励を与える。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、奨励を与えない。

【原文】 （一）匿名检举税收违法行为，或者检举人无法证实其实身身份的；

【訳文】 （1）匿名で税收违法行為を検挙したとき、又は検挙者がその真実の身元を証明することができないとき。

【原文】 （二）检举人不能提供税收违法行为线索，或者采取盗窃、欺诈或者法律、行政法规禁止的其他手段获取税收违法行为证据的；

【訳文】 （2）検挙者が税收违法行為の手がかりを提供することができないとき、又は窃取、詐欺その他法律若しくは行政法規により禁止される手段により税收违法行為の証拠を取得したとき。

【原文】 （三）检举内容含糊不清、缺乏事实根据的；

【訳文】 （3）検挙の内容が曖昧で、事実の根拠を欠くとき。

【原文】 （四）检举人提供的线索与税务机关查处的税收违法行为无关的；

【訳文】 （4）検挙者が提供した手がかりが、税務機関が調査・処理した税收违法行為と関係がないとき。

【原文】（五）检举的税收违法行为税务机关已经发现或者正在查处的；

【訳文】（5）検挙された税收违法行為を税務機関が既に発見し、又は調査・処理中であるとき。

【原文】（六）有税收违法行为的单位和个人在被检举前已经向税务机关报告其税收违法行为的；

【訳文】（6）税收违法行為をした法人その他の団体又は個人が、検挙される前に税務機関にその税收违法行為を報告していたとき。

【原文】（七）国家机关工作人员利用工作便利获取信息用以检举税收违法行为的；

【訳文】（7）国家機関の職員が職務上の便宜を利用して取得した情報により税收违法行為を検挙したとき。

【原文】（八）检举人从国家机关或者国家机关工作人员处获取税收违法信息检举的；

【訳文】（8）検挙者が国家機関又は国家機関の職員から取得した税收违法行為の情報により検挙したとき。

【原文】（九）国家税务总局规定不予奖励的其他情形。

【訳文】（9）その他国家税務総局が奨励を与えないと定める場合

第四条

【原文】国家税务局系统检举奖励资金从财政部向国家税务总局拨付的税务稽查办案专项经费中据实列支，地方税务局系统检举奖励资金从省、自治区、直辖市和计划单列市财政厅（局）向同级地方税务局拨付的税务稽查办案专项经费中据实列支。

【訳文】国家税務局系統の検挙奨励資金は、財政部が国家税務総局に交付する税務調査事件処理専用経費から実額により支出し、地方税務局系統の検挙奨励資金は、省、自治区、直轄

市及び計画単列市の財政庁（局）が同級の地方税務局に交付する税務調査事件処理専用経費から実額により支出する。

【原文】 检举奖励资金的拨付，按照财政国库管理制度的有关规定执行。

【訳文】 検挙奨励資金の交付は、財政国庫管理制度の関係規定に従い執行する。

第五条

【原文】 检举奖励资金由稽查局、主管税务局财务部门共同负责管理，稽查局使用，主管税务局财务部门负责支付和监督。

【訳文】 検挙奨励資金は、稽查局及び所管税務局の財務部門が共同して管理の責任を負い、稽查局が使用し、所管税務局の財務部門が支払及び監督の責任を負う。

【原文】 省、自治区、直辖市和计划单列市国家税务局、地方税务局应当对检举奖励资金使用情况编写年度报告，于次年 3 月底前报告国家税务总局。地方税务局检举奖励资金使用情况同时通报同级财政厅（局）。

【訳文】 省、自治区、直辖市及び計画単列市の国家税務局及び地方税務局は、検挙奨励資金の使用状況について年次報告を作成し、翌年 3 月末までに国家税務総局に報告しなければならない。地方税務局の検挙奨励資金の使用状況は、同時に同級の財政庁（局）に通報する。

第六条

【原文】 检举的税收违法行为经税务机关立案查实处理并依法将税款收缴入库后，根据本案检举时效、检举材料中提供的线索和证据详实程度、检举内容与查实内容相符程度以及收缴入库的税款数额，按照以下标准对本案检举人计发奖金：

【訳文】 検挙された税收违法行為について、税務機関が立件し、調査により事実を確認して処理し、かつ、法に基づき税款を徴収して国庫に納付させた後、当該事件の検挙の時宜性、検挙資料において提供された手がかり及び証拠の詳細さの程度、検挙の内容と確認された内容との一致の程度並びに国庫に納付させた税款の額に応じて、次に掲げる基準により、当該事件の検挙者に奨励金を計算して支給する。

【原文】（一）收缴入库税款数额在 1 亿元以上的，给予 10 万元以下的奖金；

【訳文】（1）国庫に納付させた税款の額が 1 億元以上であるときは、10 万元以下の奨励金を与える。

【原文】（二）收缴入库税款数额在 5000 万元以上不足 1 亿元的，给予 6 万元以下的奖金；

【訳文】（2）国庫に納付させた税款の額が 5000 万元以上 1 億元未満であるときは、6 万元以下の奨励金を与える。

【原文】（三）收缴入库税款数额在 1000 万元以上不足 5000 万元的，给予 4 万元以下的奖金；

【訳文】（3）国庫に納付させた税款の額が 1000 万元以上 5000 万元未満であるときは、4 万元以下の奨励金を与える。

【原文】（四）收缴入库税款数额在 500 万元以上不足 1000 万元的，给予 2 万元以下的奖金；

【訳文】（4）国庫に納付させた税款の額が 500 万元以上 1000 万元未満であるときは、2 万元以下の奨励金を与える。

【原文】（五）收缴入库税款数额在 100 万元以上不足 500 万元的，给予 1 万元以下的奖金；

【訳文】（5）国庫に納付させた税款の額が 100 万元以上 500 万元未満であるときは、1 万元以下の奨励金を与える。

【原文】（六）收缴入库税款数额在 100 万元以下的，给予 5000 元以下的奖金。

【訳文】（6）国庫に納付させた税款の額が 100 万元以下であるときは、5000 元以下の奨励金を与える。

第七条

【原文】被检举人以增值税留抵税额或者多缴、应退的其他税款抵缴被查处的应纳税款，视同税款已经收缴入库。

【訳文】被検挙者が増値税の繰越控除税額又は過納付若しくは還付すべきその他の税額をもって、調査・処理された納付すべき税額に充当したときは、税額が既に国庫に納付されたものとみなす。

【原文】检举的税收违法行为经查实处理后没有应纳税款的，按照收缴入库罚款数额依照本办法第六条规定的标准计发奖金。

【訳文】検挙された税収違法行為について調査により事実を確認して処理した後に納付すべき税額がないときは、国庫に納付させた過料の額に応じ、この弁法第 6 条に規定する基準により奨励金を計算して支給する。

【原文】因被检举人破产或者存有符合法律、行政法规规定终止执行的条件，致使无法将税款或者罚款全额收缴入库的，按已经收缴入库税款或者罚款数额依照本办法规定的标准计发奖金。

【訳文】被検挙者の破産により、又は法律若しくは行政法規の規定に適合する執行終了の条件があることにより、税額又は過料の全額を国庫に納付させることができないときは、既に国庫に納付させた税額又は過料の額に応じ、この弁法に規定する基準により奨励金を計算して支給する。

第八条

【原文】检举虚开增值税专用发票以及其他可用于骗取出口退税、抵扣税款发票行为的，根据立案查实虚开发票填开的税额按照本办法第六条规定的标准计发奖金。

【訳文】増値税専用発票その他輸出還付の詐取若しくは税額控除に用いることができる発票の虚偽発行行為を検挙したときは、立件して調査により事実が確認された虚偽発行の発票に記載された税額に応じ、この弁法第 6 条に規定する基準により奨励金を計算して支給する。

第九条

【原文】 检举伪造、变造、倒卖、盗窃、骗取增值税专用发票以及可用于骗取出口退税、抵扣税款的其他发票行为的，按照以下标准对检举人计发奖金：

【訳文】 増値税専用発票その他輸出還付の詐取若しくは税額控除に用いることができる発票の偽造、変造、転売、窃取又は詐取の行為を検挙したときは、次に掲げる基準により、検挙者に奨励金を計算して支給する。

【原文】 （一）查获伪造、变造、倒卖、盗窃、骗取上述发票 10000 份以上的，给予 10 万元以下的奖金；

【訳文】 （1）上記の発票の偽造、変造、転売、窃取又は詐取を 10000 部以上摘発したときは、10 万元以下の奨励金を与える。

【原文】 （二）查获伪造、变造、倒卖、盗窃、骗取上述发票 6000 份以上不足 10000 份的，给予 6 万元以下的奖金；

【訳文】 （2）上記の発票の偽造、変造、転売、窃取又は詐取を 6000 部以上 10000 部未満摘発したときは、6 万元以下の奨励金を与える。

【原文】 （三）查获伪造、变造、倒卖、盗窃、骗取上述发票 3000 份以上不足 6000 份的，给予 4 万元以下的奖金；

【訳文】 （3）上記の発票の偽造、変造、転売、窃取又は詐取を 3000 部以上 6000 部未満摘発したときは、4 万元以下の奨励金を与える。

【原文】 （四）查获伪造、变造、倒卖、盗窃、骗取上述发票 1000 份以上不足 3000 份的，给予 2 万元以下的奖金；

【訳文】 （4）上記の発票の偽造、変造、転売、窃取又は詐取を 1000 部以上 3000 部未満摘発したときは、2 万元以下の奨励金を与える。

【原文】（五）查获伪造、变造、倒卖、盗窃、骗取上述发票 100 份以上不足 1000 份的，给予 1 万元以下的奖金；

【訳文】（5）上記の發票の偽造、変造、転売、窃取又は詐取を 100 部以上 1000 部未満摘発したときは、1 万元以下の奨励金を与える。

【原文】（六）查获伪造、变造、倒卖、盗窃、骗取上述发票不足 100 份的，给予 5000 元以下的奖金；

【訳文】（6）上記の發票の偽造、変造、転売、窃取又は詐取を 100 部未満摘発したときは、5000 元以下の奨励金を与える。

【原文】查获伪造、变造、倒卖、盗窃、骗取前款所述以外其他发票的，最高给予 5 万元以下的奖金；检举奖金具体数额标准及批准权限，由各省、自治区、直辖市和计划单列市税务局根据本办法规定并结合本地实际情况确定。

【訳文】前項に掲げる以外のその他の發票の偽造、変造、転売、窃取又は詐取を摘発したときは、最高で 5 万元以下の奨励金を与える。検挙奨励金の具体的な金額の基準及び承認権限は、各省、自治区、直辖市及び計画単列市の税務局が、この弁法の規定に基づき、かつ、当地の実情を踏まえて定める。

第十条

【原文】检举非法印制、转借、倒卖、变造或者伪造完税凭证行为的，按照以下标准对检举人计发奖金：

【訳文】納税証明書の不法な印刷、転貸、転売、変造又は偽造の行為を検挙したときは、次に掲げる基準により、検挙者に奨励金を計算して支給する。

【原文】（一）查获非法印制、转借、倒卖、变造或者伪造完税凭证 100 份以上或者票面填开税款金额 50 万元以上的，给予 1 万元以下的奖金；

【訳文】（1）納税証明書の不法な印刷、転貸、転売、変造又は偽造を 100 部以上摘発し、又は券面に記載された税額が 50 万元以上であるときは、1 万元以下の奨励金を与える。

【原文】（二）查获非法印制、转借、倒卖、变造或者伪造完税凭证 50 份以上不足 100 份或者票面填开税款金额 20 万元以上不足 50 万元的，给予 5000 元以下的奖金；

【訳文】（2）納税証明書の不法な印刷、転貸、転売、変造又は偽造を 50 部以上 100 部未満摘発し、又は券面に記載された税額が 20 万元以上 50 万元未満であるときは、5000 元以下の奨励金を与える。

【原文】（三）查获非法印制、转借、倒卖、变造或者伪造完税凭证不足 50 份或者票面填开税款金额 20 万元以下的，给予 2000 元以下的奖金。

【訳文】（3）納税証明書の不法な印刷、転貸、転売、変造又は偽造を 50 部未満摘発し、又は券面に記載された税額が 20 万元以下であるときは、2000 元以下の奨励金を与える。

第十一条

【原文】被检举人的税收违法行为被国家税务局、地方税务局查处的，合计国家税务局、地方税务局收缴入库的税款数额，按照本办法第六条规定的标准计算检举奖金总额，由国家税务局、地方税务局根据各自收缴入库的税款数额比例分担奖金数额，分别兑付；国家税务局、地方税务局计发的检举奖金合计数额不得超过 10 万元。

【訳文】被検挙者の税收违法行為が国家税務局及び地方税務局により調査・処理されたときは、国家税務局及び地方税務局が国庫に納付させた税額の額を合計し、この弁法第 6 条に規定する基準により検挙奨励金の総額を計算し、国家税務局及び地方税務局がそれぞれ国庫に納付させた税額の額の比率に応じて奨励金の額を分担し、それぞれ支払う。国家税務局及び地方税務局が計算して支給する検挙奨励金の合計額は、10 万元を超えてはならない。

第十二条

【原文】同一案件具有适用本办法第六条、第七条、第八条、第九条、第十条规定的两种或者两种以上奖励标准情形的，分别计算检举奖金数额，但检举奖金合计数额不得超过 10 万元。

【訳文】同一の事件にこの弁法第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条に規定する 2 以上の奨励基準を適用すべき事情があるときは、それぞれ検挙奨励金の額を計算する。ただし、検挙奨励金の合計額は、10 万元を超えてはならない。

第十三条

【原文】同一税收违法行为被两个或者两个以上检举人分别检举的，奖励符合本办法规定的最先检举人。检举次序以负责查处的税务机关受理检举的登记时间为准。

【訳文】同一の税收违法行為が2人以上の検挙者によりそれぞれ検挙されたときは、この弁法の規定に適合する最初の検挙者に奨励を与える。検挙の順序は、調査・処理を担当する税務機関が検挙を受理した登録時刻を基準とする。

【原文】最先检举人以外的其他检举人提供的证据对查明税收违法行有直接作用的，可以酌情给予奖励。

【訳文】最初の検挙者以外のその他の検挙者が提供した証拠が税收违法行為の解明に直接の役割を果たしたときは、事情を斟酌して奨励を与えることができる。

【原文】对前两款规定的检举人计发的奖金合计数额不得超过 10 万元。

【訳文】前2項に規定する検挙者に対して計算して支給する奨励金の合計額は、10 万円を超えてはならない。

第十四条

【原文】检举税收违法行为的检举人，可以向税务机关申请检举奖金。

【訳文】税收违法行為を検挙した検挙者は、税務機関に検挙奨励金を申請することができる。

【原文】检举奖金由负责查处税收违法行为的税务机关支付。

【訳文】検挙奨励金は、税收违法行為の調査・処理を担当する税務機関が支払う。

第十五条

【原文】税务机关对检举的税收违法行经立案查实处理并依法将税款或者罚款收缴入库后，由税收违法案件举报中心根据检举人书面申请及其贡献大小，制作《检举纳税人税收违法行奖励审批表》，提出奖励对象和奖励金额建议，按照规定权限和程序审批后，向检举人发出

《检举纳税人税收违法行为领奖通知书》，通知检举人到指定地点办理领奖手续。《检举纳税人税收违法行为奖励审批表》由税收违法案件举报中心作为密件存档。

【訳文】税務機関が、検挙された税收违法行為について立件し、調査により事実を確認して処理し、かつ、法に基づき税款又は過料を国庫に納付させた後、税收违法事件通報センターは、検挙者の書面による申請及びその貢献の大きさに応じて、「納税者の税收违法行為の検挙に対する奨励の審査承認表」を作成し、奨励の対象及び奨励金額についての意見を提出し、所定の権限及び手続に従い審査承認を経た後、検挙者に「納税者の税收违法行為の検挙に対する奨励金受領通知書」を発し、検挙者に指定の場所において奨励金受領の手続を行うよう通知する。「納税者の税收违法行為の検挙に対する奨励の審査承認表」は、税收违法事件通報センターが秘密文書として保存する。

【原文】税收违法案件举报中心填写《检举纳税人税收违法行为奖金领款财务凭证》，向财务机构领取检举奖金。财务凭证只注明案件编号、案件名称、被检举人名称、检举奖金数额及审批人、领款人的签名，不填写检举内容和检举人身份、名称。

【訳文】税收违法事件通報センターは、「納税者の税收违法行為の検挙に対する奨励金の受領財務証憑」に記入し、財務機関から検挙奨励金を受領する。財務証憑には、事件番号、事件名、被検挙者の名称、検挙奨励金の額並びに審査承認者及び受領者の署名のみを記載し、検挙の内容並びに検挙者の身元及び名称は記入しない。

第十六条

【原文】检举人应当在接到领奖通知书之日起 90 日内，持本人身份证或者其他有效证件，到指定地点领取奖金。检举人逾期不领取奖金，视同放弃奖金。

【訳文】検挙者は、奨励金受領通知書を受け取った日から 90 日以内に、本人の身分証その他の有効な証明書を持参して、指定の場所で奨励金を受領しなければならない。検挙者が期限を過ぎても奨励金を受領しないときは、奨励金を放棄したものとみなす。

【原文】联名检举同一税收违法行为的，奖金由第一署名人领取，并与其他署名人协商分配。

【訳文】同一の税收违法行為を連名で検挙したときは、奨励金は、第一署名者が受領し、その他の署名者と協議して分配する。

第十七条

【原文】检举人或者联名检举的第一署名人不能亲自到税务机关指定的地点领取奖金的，可以委托他人代行领取；代领人应当持委托人的授权委托书、身份证或者其他有效证件以及代领人的身份证或者其他有效证件，办理领取奖金手续。

【訳文】 検挙者又は連名による検挙の第一署名者は、自ら税務機関の指定する場所に赴いて奨励金を受領することができないときは、他人に受領を委任することができる。代理受領者は、委任者の委任状、身分証その他の有効な証明書及び代理受領者の身分証その他の有効な証明書を持参して、奨励金受領の手続を行わなければならない。

【原文】检举人是单位的，可以委托本单位工作人员代行领取奖金，代领人应当持委托人的授权委托书和代领人的身份证、工作证到税务机关指定的地点办理领取奖金手续。

【訳文】 検挙者が法人その他の団体であるときは、当該法人その他の団体の職員に奨励金の受領を委任することができる。代理受領者は、委任者の委任状並びに代理受領者の身分証及び職員証を持参して、税務機関の指定する場所において奨励金受領の手続を行わなければならない。

第十八条

【原文】检举人或者代领人领取奖金时，应当在《检举纳税人税收违法行为奖金付款专用凭证》上签名，并注明身份证或者其他有效证件的号码及填发单位。

【訳文】 検挙者又は代理受領者は、奨励金を受領するときは、「納税者の税收违法行為の検挙に対する奨励金支払専用証憑」に署名し、かつ、身分証その他の有効な証明書の番号及び発行機関を記入しなければならない。

【原文】《检举纳税人税收违法行为奖金付款专用凭证》和委托人的授权委托书由税收违法案件举报中心作为密件存档。

【訳文】 「納税者の税收违法行為の検挙に対する奨励金支払専用証憑」及び委任者の委任状は、税收违法事件通報センターが秘密文書として保存する。

第十九条

【原文】 税收违法案件举报中心发放检举奖金时，可应检举人的要求，简要告知其所检举的税收违法行为的查处情况，但不得告知其检举线索以外的税收违法行为查处情况，不得提供税务处理（处罚）决定书及有关案情材料。

【訳文】 税收违法事件通報センターは、検挙奨励金を支給する際に、検挙者の求めに応じて、その検挙した税收违法行為の調査・処理の状況を簡潔に告知することができる。ただし、その検挙の手がかり以外の税收违法行為の調査・処理の状況を告知してはならず、また、税務処理（処罰）決定書及び関係する事件資料を提供してはならない。

【原文】 检举的税收违法行为查结前，税务机关不得将具体查处情况告知检举人。

【訳文】 検挙された税收违法行為の調査・処理が終結する前は、税務機関は、具体的な調査・処理の状況を検挙者に告知してはならない。

第二十条

【原文】 税务机关支付检举奖金时应当严格审核。对玩忽职守、徇私舞弊致使奖金被骗取的，除追缴奖金外，依法追究有关人员责任。

【訳文】 税務機関は、検挙奨励金を支払うときは、厳格に審査しなければならない。職務怠慢又は私情による不正により奨励金が詐取されたときは、奨励金を追徴するほか、法に基づき関係者の責任を追及する。

第二十一条

【原文】 对有特别突出贡献的检举人，税务机关除给予物质奖励外，可以给予相应的精神奖励，但公开表彰宣传应当事先征得检举人的书面同意。

【訳文】 特に際立った貢献のあった検挙者に対しては、税務機関は、物質的奨励を与えるほか、相応の精神的奨励を与えることができる。ただし、公の表彰及び宣伝をするときは、事前に検挙者の書面による同意を得なければならない。

第二十二条

【原文】 各省、自治区、直辖市和计划单列市国家税务局根据本办法制定具体规定。

【訳文】 各省、自治区、直轄市及び計画単列市の国家税務局は、この弁法に基づき具体的な規定を定める。

【原文】 各省、自治区、直辖市和计划单列市地方税务局会同同级财政厅（局）根据本办法制定具体规定。

【訳文】 各省、自治区、直轄市及び計画単列市の地方税務局は、同級の財政庁（局）と共同して、この弁法に基づき具体的な規定を定める。

第二十三条

【原文】 《检举纳税人税收违法行为奖励审批表》、《检举纳税人税收违法行为领奖通知书》、《检举纳税人税收违法行为奖金领款财务凭证》、《检举纳税人税收违法行为奖金付款专用凭证》的格式，由国家税务总局制定。

【訳文】 「納税者の税収違法行為の検挙に対する奨励の審査承認表」、「納税者の税収違法行為の検挙に対する奨励金受領通知書」、「納税者の税収違法行為の検挙に対する奨励金の受領財務証憑」及び「納税者の税収違法行為の検挙に対する奨励金支払専用証憑」の様式は、国家税務総局が定める。

第二十四条

【原文】 本办法所称“以上”、“以下”均含本数。

【訳文】 この弁法において「以上」及び「以下」は、いずれも当該数を含む。

第二十五条

【原文】 本办法由国家税务总局和财政部负责解释。

【訳文】 この弁法は、国家税務総局及び財政部が解釈の責任を負う。

第二十六条

【原文】 本办法自 2007 年 3 月 1 日起施行。国家税务总局 1998 年 12 月 15 日印发的《税务违法案件举报奖励办法》同时废止。

【訳文】 この弁法は、2007 年 3 月 1 日から施行する。国家税務総局が 1998 年 12 月 15 日に印刷配布した「税務違法事件通報奨励弁法」は、同時に廃止する。

訳注：現行性について。本弁法は、2007 年 1 月 13 日に国家税務総局・財政部令第 18 号として公布され、2007 年 3 月 1 日から施行された部門規章である。2026 年 10 月 5 日現在、改正されておらず現行有効である（確認方法：中国の法令データベース「北大法宝」（pkulaw.com）で表題検索し、「检举纳税人税收违法行为奖励暂行办法」が「现行有效 部门规章 国家税务总局、财政部令第 18 号 2007.01.13 公布 2007.03.01 施行」と表示され、改正版が登録されていないことを確認（2026 年 10 月 5 日）。）。